

失格基準価格（委託業務）の改定について

経営の安定と労働環境の整備を一体的に進める取組の一つとして失格基準価格の見直しを行う。

1 長野県の失格基準価格の基本的な考え方

- ◆市場の実勢価格を反映するため応札額の平均値としている
- ◆応札者の経営環境や現場条件に差があることから、上下限値を設定

2 現行の測量・設計業等に係る失格基準価格の制度

◆予定価格の80～85%（H21.10改正：改定前70%）

- 上限値（予定価格×85%）
改定に当たっては、各県の落札率と制度を参考（H20全国平均 約84.1%）
- 下限値（予定価格×80%）
5%の変動幅を設定
なお、下限値については、国の算定式^{※1}に長野県の平均的な設計額をあてはめ試算した値と概ね一致

※1 国の低入札価格調査基準価格算定式（建設コンサルタント業務）
直接人件費×100%
直接経費×100%
その他原価×90%
一般管理費等×30%

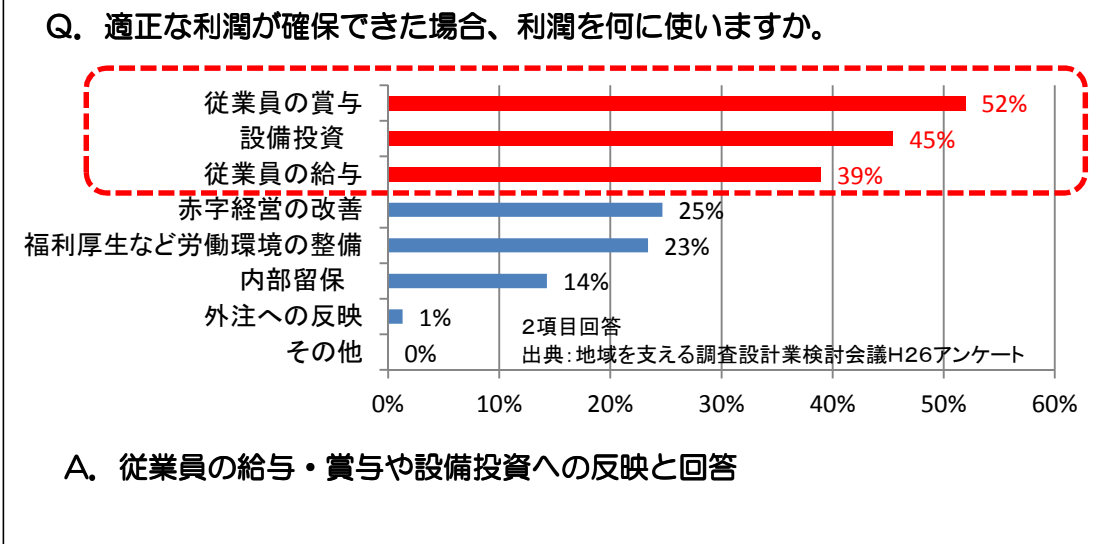
3 改定案

◆企業の適正な利潤や将来にわたる担い手の確保のため失格基準価格の算定に用いる値の上下限値を5%引上げる（予定価格の85%～90%）

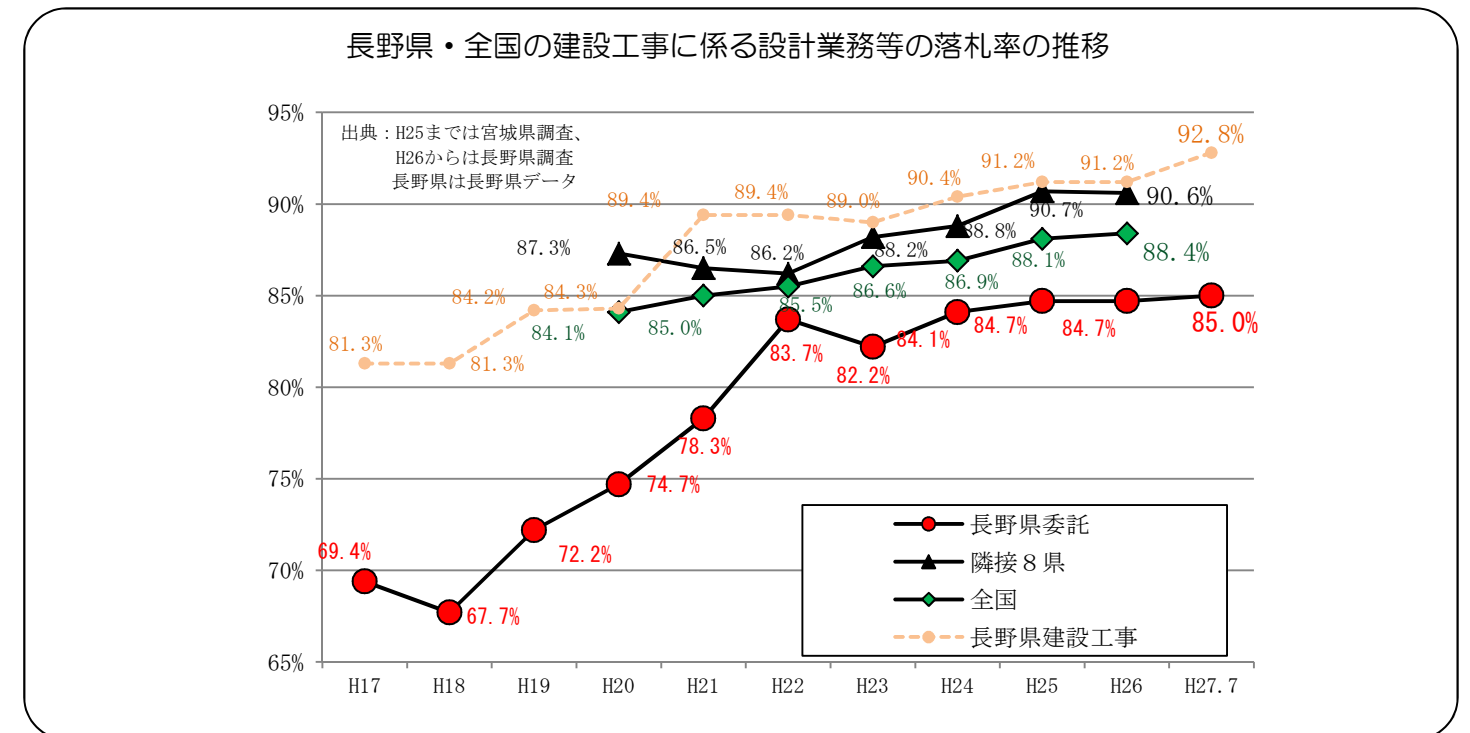
下限値：予定価格×80%⇒85%	上限値：予定価格×85%⇒90%
<p>考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 経営環境や現場条件に差があることから、応札者の意向が反映されるよう、従来どおり5%の変動幅を持たせる 	<p>考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適正な履行及び品質の確保 • <u>企業が長期的な経営を維持するための適正な利潤の確保</u> • <u>将来に渡る技術者の確保、育成及び設備投資</u>
<p>計算式） 上限値（90%）－5%</p>	<p>計算式） 直接人件費×100% 直接経費×100% その他原価×90%⇒100%^{※2} 一般管理費等×30%⇒70%^{※3}</p>
	<p>※2 業務を担当する全ての人件費及び福利厚生費を確保するため、その他原価を引上げる</p> <p>※3 落札者の見積書について一般管理費等を調査し、設定した値</p>

4 効果等

- ◆企業の適正な利潤や将来にわたる担い手の確保に繋がる
- 企業へのアンケート結果



5 落札率の推移(参考)



6 実施時期

- ◆平成28年4月公告案件から適用